

記載例 1

特別徴収から普通徴収へ切り替え、年税額の残額を個人で納付する場合

◎例…年税額84,400円の人が●年9月30日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

(ア) 既に払込みした額
 今回納付する額
 未徴収税額(ウ)56,000円=普通徴収へ切り替える額
 徴収済額(イ)28,400円

異動届は、異動があった日の翌5日までに提出してください。

転居・転出等で、住所が変更した場合は、必ず記入してください。

退職前の最後に支払われる給与等が、(ウ)の額より少なく、一括徴収できない場合は番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

伊豆の国市長 宛
 ●年9月18日提出

所在地 〒410-2292 伊豆の国市長岡340番地の1
 フリガナ イズノクニ
 氏名又は名称 伊豆の国 株式会社
 個人番号又は法人番号 1234567890123

特別徴収義務者指定番号 98765432
 宛名番号
 所属 経理部経理係
 氏名 金谷 彰子
 担当者先 電話 055-948-2918 内線(0000)

給与所得者
 フリガナ シミンセイ イチロウ
 氏名 市民税 一郎
 生年月日 昭和56年 7月 11日
 個人番号 12345678901234
 受給者番号 AB-0000001234
 1月1日現在の住所 伊豆の国市長岡1234番地の5
 異動後の住所 ▲▲市口123番地の4
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 84,400円
 (イ) 徴収済額 28,400円
 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 56,000円
 異動年月日 ●年 9月 30日
 異動の事由 1. 退職
 異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
 特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号
 所在地 伊豆の国市長岡340番地の1
 フリガナ イズノクニ
 氏名又は名称 伊豆の国 株式会社
 担当者先 電話 055-948-2918 内線()
 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合
 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
 徴収予定月日 月 日
 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円
 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) 納入します。

3. 普通徴収の場合
 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
 3. 死亡による退職であるため
 ※市記入欄

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十條関係)

必ず記入してください
 指定番号(8桁)は伊豆の国市役所から送られる税額通知書に記載されている番号です。

普通徴収に切替後は…
 普通徴収の納期は、年4回(6月、8月、10月、翌年1月)です。この納期のうち、異動届提出後の残りの未到来の納期で未徴収税額を分割し納めます。普通徴収の税額通知は、本人へ送付されます。
 ※毎月5日の締切日までに提出された異動届をもとに、変更の処理をします。異動届の提出が遅れると、通知が遅れてしまいますので、ご注意ください。